

Title	近代日本の農村自治に関する研究
Sub Title	
Author	高木, 正朗(Takagi, Masao)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1988
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要 : 社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.28 (1988.)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	学事報告 : 学位授与者氏名及び論文題目 : 博士
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000028-0144

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

学 事 報 告

学位授与者氏名及び論文題目

修 士 (昭和62年 3月)

社会学修士 (社会学専攻のもの)

- 第 555 号 川畑 美樹 複文化状況における“アイデンティティ”の諸相
- 第 556 号 山岸 侯彦 主観的確率判断における情報の統合
- 第 557 号 稲葉 昭英 家族の危機適応過程の研究
—単身赴任家族をめぐる—
- 第 558 号 植木 豊 いわゆる「関係行為 (Verhalten)」なる概念について
—所有の社会理論の基礎づけ—
- 第 559 号 王 晏雲 滞日中華民国留学生の適応に関する研究
- 第 560 号 川端 美樹 在日外国人留学生の日本体験と日本人の特性
- 第 561 号 清川 郁子 明治後期初等教育の普及と階級構造
—初等教育の普及と工場法の成立をめぐるその比較社会論的視点からの考察の試み—
- 第 562 号 鈴木 智之 コミュニケーションと社会構成
—デュルケム社会理論における秩序と個人意識の問題—
- 第 563 号 新原 夏子 地域における共同的主体化
—協同組合運動を手掛りに—

- 第 564 号 西脇 裕之 体験と行為における公共性と私秘性
—クローリー社会理論からの／への接近—
- 第 565 号 福田 泰子 身体と社会
—全体的人間の視点から—
- 第 566 号 干川 剛史 批判理論における現代社会と教育
- 第 567 号 南 桜子 狂気と精神医療
- 第 568 号 山本 妙美 現在の家庭療法の動向とアセスメントの現状
- 第 569 号 吉野 英岐 日常生活と生活組織
—生活組織の存立構造と変容過程への考察—

文学修士 (心理学専攻のもの)

- 第 570 号 今泉 浩子 奥行運動の知覚
—接近運動及び後退運動の運動閾の比較検討—
- 第 571 号 梶原 直樹 ラットの音声弁別
- 第 572 号 望月 要 ハトに於ける反応率依存型スケジュールの研究

教育学修士 (教育学専攻のもの)

- 第 573 号 柴原 宜幸 出産を契機とした母親意識の変容について
- 第 574 号 宮本 尚之 学校・可能性
—J. デューイの学校論を中心に—
- 第 575 号 李 玉香 江戸時代における日本教育
—昌平校、藩校、私塾の比較研究を通じて—

博 士 (昭和61年度)

社会学博士

- 乙 第1713号 高木 正 朗
近代日本の農村自治に関する研究

[論文審査担当者]

- 主査 慶應義塾大学経済学部教授
社会学研究科委員, 経済学博士
中 鉢 正 美

副査 慶應義塾大学名誉教授

文学博士

中井信彦

副査 慶應義塾大学文学部教授

社会学研究科委員、社会学博士

大淵英雄

〔学力確認担当者〕

慶應義塾大学商学部教授

社会学研究科委員、経済学博士

石坂巖

慶應義塾大学法学部教授

社会学研究科委員、社会学博士

川合隆男

〔論文審査の要旨〕

高木正朗君提出の論文『近代日本の農村自治に関する研究』は、近代日本の農村自治の形態とその性格とを、主として明治23年の町村制成立から昭和恐慌期までにわたって、分析把握することをその目的としている。

自治制度（自治理念）とその現実の自治形態との間のズレの調整・統合の機能を担ってきたものとして行政町村と農村協同組合とを規定した上で、両組織をその研究対象に据えている。そして、両組織の構造と機能が、農村自治との連関においていかに変容してきたかを解明するとともに、それらの組織の指導者層の生活史を辿りながら、かれら指導者層の自治思想とその変化をも合わせて把握しようとした。高木君の長年にわたる調査研究が、ここに結実したともいえる論文で、数ヶ村の調査事例を比較検討して、近代日本の農村自治とその形態とを丹念に検証した論文であるといえよう。

以下に、本論文の構成とその内容の要旨とを述べることにする。

序章

近代日本の農村自治（思想）の形態を、農村地域社会におけるフォーマルな社会組織＝制度体（行政町村と農村協同組合）を通して把握することを本論文の課題としている。その解明においては、抽象的な概念も具体的な現象の場面において考察されない限り、自治的行動・思想の意味や意義をそこに生きる住民・集団に即して把握したことにはならないと自らを戒めた上で、本研究は、必ずしも、厳密な意味での仮説検証型の調査研究の論文ではないと、本論文の性格規定をしている。しかし、このことは本論文の特徴であるとともに、その構成を制約することにもなったことは後述の通りである。

その方法の特徴として、次の3点をあげることができよう。

1. 対象を行政町村と農村協同組合とに限定すること。
即ち権力と国（住）民との間に位置する制度体（恒久的組織体）に限定すること。
2. そこでの指導者層に焦点を当てて、権力支配と住民対抗という二つのベクトルのなかで、指導者の生立ち・経歴や行動・言説からその内面を把握するという生活史的方法を採用していること。
3. あらゆる集団・組織は固有の「時間」をもつ、即ち内在的な展開の「論理」をもつと考え、個別的事例に徹底的にこだわるという方法をとっていること。

第一編 近代日本の農村自治

第一章 報徳社と村落共同体

ここでは、報徳思想が資本の原始的蓄積期、とりわけ1884年（明治17年）前後のデフレーション期に大きな組織的展開をとげた背景・要因を捉えようとした。

そのために、静岡県遠州地方の報徳社運動の指導者岡田良一郎をとりあげて、かれの行動を、その地域と岡山家の再生産過程とに関連づけて展開している。さらに、静岡県駿河地方の報徳社運動の中心的な役割を担った片平信明をとりあげ、かれの行動を通して、その地域観・自治思想のあり方をも含めて問題を深化させている。

その過程で、岡田が報徳社運動の展開の舞台を村落共同体を超えたところに求めたのに対して、片平が村落共同体内でのイエとムラとの振興に専念し、決してムラを超えた行動には及ばなかったことを対比させ、報徳社運動での地域観・自治観の変遷とその伝統的な継承とを地域的な型として比較検討すべく努めている。この章において岡田の商品生産の地域的拡大を念頭においた「経済自治」と、片平の村落共同体内の一地主としての「地域自治」という、自治の二類型を提示するに至った。

第二章 官製型モデル・コミュニティの展開

昭和農業恐慌期に展開された経済更生運動を、専ら制度面からのみとりあげるのではなく、経済更生運動の社会ないし地域（農村）政策としての成否を地域的な個別的諸条件を考慮しつつ実証しようとした。それは制度的統合が必ずしも国民統合を事実として実現したことを意味しないからである。

まず、官製モデル（模範村）の一般的な性格や特徴とその町村の実像とを探り、そこでは租税の安定徴収を目的とし、その方法は剰余を住民に約束しうる地域開発方

式であったことを指摘し、実証研究のための研究視角を提示している。

第三章 明治末・大正初期の町村と自治行政担当者

特定の模範村の事例の検討を試みている。新潟県下の旧七谷村とその村長小野周平をとりあげ、かれの行動を追跡した。その過程で、明治末から大正前期のナショナリズム高揚の時期での国家指導型の「自治」が特徴的に示され、個性・自主性に基づいた自治体特有の財政の展開は、未だ充分には行われていないことをしめした。

第四章 大正・昭和初期の町村と農民統合

町村制の制定以後、地域なるものの変貌は、この時期に加速され、町村は従来と異なった対応を強いられることとなった。参政権の拡張と地域独自の生産力増強策の展開とがみられた時期でもある。農業生産力の増強は不況克服策と住民の税負担力の上昇とによって、地域内対立の融和の手段としての意味と「明治地方体制」確立としての意味をもっていた。しかし、経済恐慌はその体制の急激な崩壊を導き、新たな地域政策が要請されるに至り、「自治的」な要素が、著しく後退してしまったといえるのがこの時期であると見た。

第五章 大正デモクラシー状況下の町村自治

栃木県旧黒磯町とその町長山口兵吉とをとりあげ、その反官治的な自治思想内容と背景とを分析し、先の小野の場合とは異なる類型を提示している。この時期にこの種の町長が活躍してきた時代的・思想的な潮流を強調しながら、この特異ケースを紹介している。

第二編 近代日本の農村協同組合

第一章 形成期農村協同組合の研究視角

近代の農村・農民の自治のための経済的制度体を産業組合とみなし、その上で、産業組合を、「農業」金融機関としてまた「農村」社会政策の中心機関とみなして、その構造と機能とから検討を加えている。

そして、組合の普及と展開とに対して、農家副業が重要な役割を占めたことと、組合形成期に地主制度が決定的な役割を果たしたことを重視した。そこから、中小自作地主主導型の副業生産を中心に機能した組合と、大中地主が自己の家業と密接に関連させて主導した組合との二類型を提示している。

第二章 新潟県における産業組合の展開

前章の視角から、新潟県、とりわけ蒲原四郡の組合普及の動向とそこでの副業生産との連関とが究明されている。また、蒲原四郡の動向が県全体の協同組合のあり方を左右していた事実を明らかにした。このことは寄生地

主主導の組合の研究を必要とすることを示している。

第三章 大地主の家業経営と産業組合

前章の示唆に従って、1300町歩地主であった中蒲原郡の伊藤文吉が設立した組合の構造・機能がその家業経営との連関において分析されている。伊藤家は資本参加している製糸工場に繭を供給するためにその生産組合を設立した。しかし、その製糸工場が大正7年に閉鎖されると、生産組合は解散され、それに代わって信用購買組合にその比重を移していった。そこでは、地主一小作という属人的な支配関係を維持するために金融事業などが展開されていることが特徴的である。つまり、既存の地主一小作関係とその関係のネットワークとを保持し、それを維持強化する機能を果たすものとして金融事業がその上に展開されたことをその特徴としているといえよう。

第四章 昭和戦前期産業組合の展開と大地主の家業経営

前章に続いて、伊藤家の設立による信用購買組合の事業分析をその昭和戦前期においていった。しかし、資料面から伊藤家の自作小作人の年貢未納防止などの積極的な役割を見出すことは出来ていない。糸価暴落の影響による生活資金需要の増大を抱え込んだ組合は、徐々に農村救済的な機能を強めてくる。しかし、それも行政領域に合致する組合設立・合併の強制的な指導により、組合の救済機能が後退せざるを得なくなってくることを示した。

第五章 農民運動下の協同組合

地主主導型の組合が新潟県で一般的であったわけではなかった。そこで、中小（自作）地主が設立した組合の形態とその果たしている機能を検討するために、根郷の庄瀬村の組合を取り上げこいる。この地域は寄生地主の土地集積が著しく進行した所にも拘わらず、層としての自作地主層が存在し、かれらによる組合の設立・運営がなされていた。その背景に、大正期の農民（組合）運動が協同組合の構造と機能とに、新しい意味をもたらしつつあることを指摘している。

補論 近代農村協同組合と地主経営

三島郡の百町歩地主高橋家が設立した信用組合を取り上げ、先の伊藤家設立の組合との比較検討をなしている。特に、余裕金の運用と家業とのつながりに焦点をあてている。余裕金を高橋家出資による私設銀行設立に吸収・運用している事例が示されている。余裕金の家業的な運用のあり方を示す事例であるとともに、県下の産組合普及運動に先駆的役割を果たした事例であったが、行政村文書が既に廃棄されており、全体像を解明するには至

っていない。

終章 総括と課題

本論文において、上からの国(住)民把握のプロセスを追いかけながら、それにも拘わらず、なお支配把握されつくされることのなかった農村地域社会の住民の自治の「論理」ないし事実を、行政町村と協同組合との指導者(層)が表出する行動・言説や、そこから推論可能な自治思想などの中に求めてきた。が、下からの自治的行動やその場である村落共同体(ムラ)を直接に捉えていないので、全体構成が不鮮明なものとなったとしながらも、現実はこのような地味でゆっくりした変化をとるものだと結んでいる。

以上の構成と内容とからなる高木君の論文は、次の点で評価される。

① 行政町村と農村協同組合との両組織に向けられた国家的要請が、そこで実施される際の手続き・方法を大きく左右していたのは、行財政担当者・指導者の地域におけるその地位・手腕・個性であったことを明らかにしたこと。つまり、その限りで、住民からの制御をそこに見ることができたこと。

② 国家の考えていた地方自治は、その初めから矛盾を内包していたが故に、その自治理念を補強したり、その法自体の改正による現実との妥協をなしたりしてきた。その過程で町村レベルでの固有の自治行政が形成されつつあったが、それも昭和恐慌期に至ると崩壊されるにいたったその過程を調査町村の事例のなかでかなり明らかにしえたこと。

③ 協同組合はその経済的な機能よりも、むしろ社会政策的・農村自治的な機能を重視して営まれていたこと。ことに、新潟県では地主の利害関心から組合設立がみられ、小作人層は自己の地主との関係から参加し、地主主導型の組合を形成したこと、これに対して主穀以外の農工産物商品の生産・販売を必要とする農山村地域では在村小規模地主・自作層主導型の組合を形成したことを、比較検討しえたこと。

④ 二つの型の組合のうちで、徐々に後者の型の組合にその運動の中心が移り、町村自治(役場)と経済自治(産業組合)との統一的な展開を観察しえたこと。また昭和10年以降は、国策的な地域住民組織に再編・吸収されていく農村自治の形態変化を事例的に提示しえたこと。

しかし、以上の評価にもかかわらず、幾つかの留意されるべき問題が残された。

① まず、論文全体の構成からして、制度的な考察に

あまりにも傾いた印象を強く持たざるをえないことである。それは行政町村農村・協同組合という制度体をその主要な分析対象にすえたことにその一つの理由がある。町村は国家支配の末端の機関であり、その住民の自治がそこに表現されるとしても、それが末端機関として機能しうる限りにおいて許されたのであるとも言えるからである。それゆえに、行政町村とそれに内包されたり分属されたりしている村落=生活共同体との相互媒介的・相互関連的な対抗・共存関係の視点設定こそ課題解明にとって求められていたのではなからうか。

② そのことはまた、『農村自治』の「農村」が行政町村と把握されているが、「農村」は同時に行政町村とは異なる村落—ムラとしての意味をも有する。この二重の意味からして、行政村の自治形成が同時に村落自治の形成を意味するとは必ずしも言えない所に自治問題の難しさがある。自治の意味の二重性は、時に、共存可能な二重性であることもあろうし、時に、対抗的な矛盾を内包する二重性でもありうる。前者も後者の一時的な状態にすぎなかったのではなからうか。このことは、本論文で生活史的な視点を強調していたのであれば、まず検討されるべき対象であり、課題であったと言うべきであろう。

③ 「個別性に徹底的にこだわる」姿勢を貫徹しようとした本論文ではあるが、対象的な事例の個別性・特異性が、そのものとして孤立してあるのではないとすれば、その個別性と一般性とを相互に媒介するものとしての「類型」設定が必要になるのではないか。地域における再生産構造とそこでの人間類型・価値類型との追求こそが、現実把握を可能にするものとして、まず求められていたのである。幾つかの類型提示とその展開の可能性を用意しながらも、そこに留まってしまっていることは残念である。

以上のような若干の概念の曖昧さと構成の不十分さを残したとはいえ、本論文は、農村自治の問題に対して、従来からの研究を踏まえ、複数の調査地での資料の採集・分析を積み重ねるとともに、社会学に新たに生活史的な視角を導入したものとして、高く評価されるものである。今後は、さらに、本論文にみられる領域だけではなく、文化的・精神的な生活領域への対象拡大が大いに期待されるといえよう。これらのことを全体的に考慮して本論文は請求された社会学博士の学位にふさわしいものとして認定する。

社会学博士

乙 第1788号 青池 慎一